

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成30年1月9日（平成30年（行情）諮問第7号）

答申日：平成31年3月20日（平成30年度（行情）答申第498号）

事件名：自動放送設備に係る物品供給契約書等（特定刑事施設保有）の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、別紙の2に掲げる文書につき、改めて開示決定等をすべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年9月11日付け仙管発第1036号により仙台矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

上記年月日、仙台矯正管区より行政文書不開示決定を受けたが、その行政文書は作成されているはずの文書で、その文書を開示しないのは不当であり、取消しを求める。

（2）意見書（添付資料は省略）

公共工事標準仕様書は、平成15年3月「官庁営繕関係基準類等の統一化」に関する関係省庁改修工事標準仕様書などの技術基準類及び工事書式類が「統一基準」として決定され平成15年度から各省庁の営繕工事に適用することとなった。

その後改定され、平成27年度まで使用されていた「公共建築工事標準仕様書（平成25年度）、公共建築設備工事標準図（平成25年版）、公共建築工事標準仕様書（平成25年版）」は、関係省庁等を構成員とする公共建築設計・施工研究会において公共建築工事標準仕様書（平成28年版）、公共建築設備工事標準図（平成28年版）、公共建築改修工事標準仕様書（平成28年版）に改定し、平成28年4月1日から適用になった。

財政法、会計法、予算決算及び会計令、物品管理法で作成が定められた文書。添付1から添付6までが法律に基づいて作成された刑事施設の

行政文書で上記に該当する。物品管理簿は毎年度作成することが法令で定められている。

会計法13条の2の書類に記録してある。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求は、審査請求人が処分庁に対し、行政文書開示請求書により開示を求めた計80件の請求内容について、処分庁が、法9条2項の規定に基づき、平成29年9月11日付け仙管発第1036号行政文書不開示決定通知書により、請求趣旨に合致する行政文書は作成されておらず、不存在であることを理由とした不開示決定（原処分）を行ったことに対するものであり、審査請求人は、請求趣旨に合致する行政文書が存在するはずであるとして、原処分の取消しを求めていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

処分庁は、平成29年5月12日、特定刑事施設に対し、請求趣旨に合致すると思われる行政文書の特定を依頼し、同月19日に回答を受けている。その後も複数回にわたり対象文書特定のために特定刑事施設と連絡をとった結果、最終的に、別紙の1に掲げる各請求趣旨に合致する行政文書については作成しておらず、保有していないとの結論に至ったものである。

なお、処分庁から対象文書特定の依頼を受けた特定刑事施設においては、処分庁からの指示を受け、複数回にわたり、事務室、文書庫、執務用パソコン上のデータ等を確認し、請求趣旨に合致すると思われる行政文書の探索・精査を行った上で対象文書の特定に至っており、十分な探索が尽くされたものといえ、これら探索結果を覆して本件対象不開示行政文書が存在すると判断すべき合理的理由も認められない。

3 その他各段階における求補正や情報提供など原処分に至るまでの各事務手続も適時適切に行われているものと認められる。

4 以上のとおり、本件対象文書について、行政文書不存在を理由に不開示とした原処分は、妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|-------------------|
| ① 平成30年1月9日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同月31日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ④ 平成31年2月15日 | 審議 |
| ⑤ 同年3月4日 | 審議 |
| ⑥ 同月18日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙の1に掲げる文書である。

処分庁は、本件対象文書を作成しておらず、保有していないとして、不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分の取消しを求めていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の保有の有無につき、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 別紙の1(1)ないし(3)の設備については、平成19年に全国の刑事施設において同様の設備構築を行うため、法務省が主体で施工業者と契約を行ったものである。そのため、当該設備に係る物品供給契約書、注文書、納入物品説明書、応札物品確認申請書、物品管理簿、共用物品請求書、物品取得請求書及び物品取得通知書、納品書、内訳書、入札説明書、仕様書、入札調書並びに入札公告(別紙の1(1)アないしス、(2)アないしス及び(3)アないしス)については、施工業者との契約主体が法務省であることから、特定刑事施設では当該文書を作成・保有していない。

イ 別紙の1(1)ないし(5)の設備に係る物品カタログ、手順書、システム操作取扱説明書、メンテナンス説明書、施工図、設計図書、完成図書、機器配置図、システム機器構成図及び機器接続図並びに別紙の1(4)及び(5)の設備に係る納入物品説明書(別紙の1(1)セないしツ、(2)セないしツ、(3)セないしツ、(4)アないしサ及び(5)アないしケ)については、関係法令(会計法及び「予算決算及び会計令」)において当該文書を作成することが定められていないことから、特定刑事施設において当該文書を作成・保有していない。

ウ 別紙の1(4)及び(5)の設備に係る応札物品確認申請書(別紙の1(4)シ及び(5)コ)については、入札者が仕様書に記載された参考品を応札したため、入札者から当該文書は提出されておらず、特定刑事施設において保有していない。

エ 別紙の1(4)及び(5)の設備に係る共用物品請求書並びに物品取得請求書及び物品取得通知書(別紙の1(4)ス及びセ並びに(5)サ及びシ)については、以下のとおりである。

(ア) 上記のうち別紙の1(4)の設備に係るものについては、改めて特定刑事施設において探索を行ったところ、本件開示請求の内容に合致するものとして、別紙の2に掲げる文書を保有していることが確認された。

(イ) 上記のうち別紙の1(5)の設備に係るものについては、保存期間を終了したため、既に廃棄されており、当該文書は存在しない。

(2) 検討

ア 上記(1)アの諮問庁の説明のうち、法務省が契約主体であるとの点については、これを覆すに足りる事情は認められない。そうすると、別紙の1(1)ないし(3)の設備に係る施工業者との契約を行った主体が法務省であることからすれば、特定刑事施設において、上記(1)アの文書を保有していないことが不自然、不合理とはいえ、また、当該文書を保有していることをうかがわせる事情もないことから、特定刑事施設において当該文書を保有しているとは認められない。

イ 上記(1)イの諮問庁の説明は、関係法令である会計法及び「予算決算及び会計令」に照らせば、不自然、不合理とはいえないことからすれば、特定刑事施設において上記(1)イの文書を保有していないことが不自然、不合理とはいえ、また、当該文書を保有していることをうかがわせる事情もないことから、特定刑事施設において当該文書を保有しているとは認められない。

ウ 上記(1)ウの諮問庁の説明については、これを覆すに足りる事情は認められない。そうすると、特定刑事施設において上記(1)ウの文書を保有していないことが不自然、不合理とはいえ、また、当該文書を保有していることをうかがわせる事情もないことから、特定刑事施設において当該文書を保有しているとは認められない。

エ 上記(1)エの諮問庁の説明についてみると、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、上記(1)エ(イ)の文書については、特定刑事施設の行政文書管理システム上、いずれも廃棄済みである旨記録されていることを確認しているとのことであり、これを覆すに足りる事情はない。そうすると、特定刑事施設において上記(1)エ(イ)の文書を保有していないことが不自然、不合理とはいえ、また、当該文書を保有していることをうかがわせる事情もないことから、特定刑事施設において当該文書を保有しているとは認められない。

しかしながら、上記(1)エ(ア)のとおり、諮問庁は、特定刑事施設において別紙の2に掲げる文書を保有している旨説明している。当審査会において、諮問庁から当該文書の提示を受けて確認したところ、当該文書は、別紙1(4)ス及びセと標題が同一であると認められることからすると、別紙1(4)ス及びセに該当する文書であると認められるので、これを対象として改めて開示決定等をすべきである。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、特定刑事施設において別紙の2に掲げる文書

を保有していると認められるので、これにつき改めて開示決定等をすべき
であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一, 委員 池田陽子, 委員 下井康史

別紙

1 本件対象文書

(1) 自動放送設備（平成23年12月6日契約のものを除く。）に係る以下のアないしツの文書（特定刑事施設）

- ア 物品供給契約書
- イ 注文書
- ウ 応札物品確認申請書
- エ 物品管理簿
- オ 共用物品請求書
- カ 物品取得請求書及び物品取得通知書
- キ 納品書
- ク 内訳書
- ケ 入札説明書
- コ 仕様書
- サ 入札調書
- シ 入札公告
- ス 納入物品説明書
- セ 物品カタログ
- ソ 手順書
- タ システム操作取扱説明書
- チ メンテナンス説明書
- ツ 施工図

(2) 自動放映設備に係る以下のアないしツの文書（特定刑事施設）

- ア 物品供給契約書
- イ 注文書
- ウ 応札物品確認申請書
- エ 物品管理簿
- オ 共用物品請求書
- カ 物品取得請求書及び物品取得通知書
- キ 納品書
- ク 内訳書
- ケ 入札説明書
- コ 仕様書
- サ 入札調書
- シ 入札公告
- ス 納入物品説明書

- セ 物品カタログ
- ソ 手順書
- タ システム操作取扱説明書
- チ メンテナンス説明書
- ツ 施工図

(3) 拡声設備に係る以下のアないしツの文書（特定刑事施設）

- ア 物品供給契約書
- イ 注文書
- ウ 応札物品確認申請書
- エ 物品管理簿
- オ 共用物品請求書
- カ 物品取得請求書及び物品取得通知書
- キ 納品書
- ク 内訳書
- ケ 入札説明書
- コ 仕様書
- サ 入札調書
- シ 入札公告
- ス 納入物品説明書
- セ 物品カタログ
- ソ 手順書
- タ システム操作取扱説明書
- チ メンテナンス説明書
- ツ 施工図

(4) 自動放送設備（平成23年12月6日契約のもの）に係る以下のアないしセの文書（特定刑事施設）

- ア 設計図書
- イ 完成図書
- ウ 納入物品説明書
- エ 機器配置図
- オ 物品カタログ
- カ 手順書
- キ システム操作取扱説明書
- ク メンテナンス説明書
- ケ 施工図
- コ システム機器構成図

- サ 機器接続図
- シ 応札物品確認申請書
- ス 共用物品請求書
- セ 物品取得請求書及び物品取得通知書

(5) 多重放映制御装置に係る以下のアないしシの文書（特定刑事施設）

- ア 施工図
- イ 設計図書
- ウ 完成図書
- エ 納入物品説明書
- オ 機器配置図
- カ 物品カタログ
- キ 手順書
- ク システム操作取扱説明書
- ケ メンテナンス説明書
- コ 応札物品確認申請書
- サ 共用物品請求書
- シ 物品取得請求書及び物品取得通知書

2 改めて開示決定等をすべき文書

平成23年12月6日契約に係る自動放送設備に関する以下の(1)及び

(2)の文書（特定刑事施設）

(1) 共用物品請求書

(2) 物品取得請求書及び物品取得通知書